

議案第 148 号

大崎市議会会議規則の一部を改正する規則

上記議案を別紙のとおり、大崎市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

平成 20 年 9 月 17 日

大崎市議会議長 青 沼 智 雄 様

提出者	大崎市議会議員	三 神 祐 司
賛成者	〃	相 澤 孝 弘
〃	〃	門 脇 憲 男
〃	〃	氷 室 勝 好
〃	〃	小 沢 和 悦
〃	〃	中 村 一 彦
〃	〃	中 鉢 和 三 郎
〃	〃	佐 藤 昭 一
〃	〃	晴 山 宗 規
〃	〃	笠 原 校 藏

大崎市議会会議規則の一部を改正する規則

大崎市議会会議規則（平成18年大崎市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第158条第1項中「法第100条第12項」を「法第100条第13項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

●大崎市議会会議規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(議員の派遣)</p> <p>第 158 条 <u>法第 100 条第 13 項</u>の規定により 議員を派遣しようとするときは、議会の議 決でこれを決定する。ただし、緊急を要す る場合は、議長において議員の派遣を決定 することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(議員の派遣)</p> <p>第 158 条 <u>法第 100 条第 12 項</u>の規定により 議員を派遣しようとするときは、議会の議 決でこれを決定する。ただし、緊急を要す る場合は、議長において議員の派遣を決定 することができる。</p> <p>2 略</p>